栃木県公報

令和７(2025)年
５月30日(金)
号　外
第 27 号

目　　次

規　　則

○建築基準法施行細則の一部改正…… 1

規　　則

栃木県規則第40号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年５月30日

栃木県知事　福　田　富　一

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和33年栃木県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（確認申請書に添付する調書及び図書） **第13条**　略 ２　規則第１条の３第１項の表２の(61)項に掲げる既存不適格調書は、別記様式第２号の３のとおりとする。 （定期報告を必要とする特定建築物及び特定建築設備等の指定等） **第21条**　略 ２　建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第２の規定により付加する法第12条第１項の規定による調査の項目、方法及び結果の判定基準は、別表のとおりとする。 ３・４　略 ５　法第12条第１項又は第３項の規定による報告は、令第16条第１項に規定する建築物及び第１項各号に掲げる特定建築物にあっては報告期日前６月以内に、令第16条第３項に規定する特定建築設備等及び第３項各号に掲げる特定建築設備等にあっては報告期日前２月以内に調査し、又は検査したものでなければならない。	（確認申請書に添付する調書及び図書） **第13条**　略 ２　規則第１条の３第１項の表２の(63)項に掲げる既存不適格調書は、別記様式第２号の３のとおりとする。 （定期報告を必要とする特定建築物及び特定建築設備等の指定等） **第21条**　略 ２・３　略 ４　法第12条第１項又は第３項の規定による報告は、令第16条第１項に規定する建築物及び第１項各号に掲げる特定建築物にあっては報告期日前６月以内に、令第16条第３項に規定する特定建築設備等及び第２項各号に掲げる特定建築設備等にあっては報告期日前２月以内に調査し、又は検査したものでなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第21条関係）

		調査項目		調査方法	結果の判定基準
１ 建築	(1)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉	閉鎖又は作動の障害となる	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」とい	物品が放置されていること等により

物の内部		（以下「常閉防火扉」という。）		物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	う。）により確認する。	扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	(2)			扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	(4)			固定の状況	目視等により確認する。	扉が開放状態に固定されていること。
	(5)		常閉防火扉のうち人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第１第１号の規定に適合しないこと。
	(6)	居室の換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
	(7)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
２避難施設等	(1)	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	(2)	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(3)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	(4)	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は令第129条の13の３第３項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	(5)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	(6)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

附　則

この規則は、令和７年７月１日から施行する。

（建築指導課）